平成２２年（再イ）第８５号
岡山市中区倉田403番地40
再生債務者　杉野　雅秀
1　決議に付する再生計画案　平成23年２月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年３月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年３月29日まで
平成23年３月８日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第２９号
鹿児島県出水市高尾野町大久保1516番地１　ＫＭハイツ105号
再生債務者　中村　義博
1　決議に付する再生計画案　平成23年２月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年３月31日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年３月31日まで
平成23年３月３日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

平成２２年（再イ）第１０号
愛媛県今治市南高下町３丁目２番15号
再生債務者　吉松　征哉
1　決議に付する再生計画案　平成23年３月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月５日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月５日まで
平成23年３月８日　松山地方裁判所今治支部

平成２２年（再イ）第２４号
鹿児島県姶良市脇元1923番地
再生債務者　髙野　秀昭
1　決議に付する再生計画案　平成23年２月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月５日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月５日まで
平成23年３月８日
鹿児島地方裁判所加治木支部

平成２２年（再イ）第２１号
青森県十和田市大字三本木字並木西183番地３
再生債務者　川村　浩唯
1　決議に付する再生計画案　平成23年２月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月７日まで
平成23年３月８日
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（再イ）第２２号
青森県十和田市大字三本木字並木西183番地３
再生債務者　川村　助定
1　決議に付する再生計画案　平成23年２月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月７日まで
平成23年３月８日
青森地方裁判所十和田支部

小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成２０年（再イ）第１５０９号
東京都港区台場１－１－１―209
再生債務者　江口まゆみ
1　決議に付する変更再生計画案　平成23年３月２日付け変更再生計画案
2　変更再生計画案に対する回答期間　平成23年３月22日まで
平成23年３月７日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２２年（再イ）第４１号
岡山県倉敷市老松町３丁目５番54号　メゾン・ひまわり・プラーノ101
再生債務者　相澤　將司
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成23年２月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法231条２項１号に定める事由がある。
平成23年３月８日　岡山地方裁判所倉敷支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第１７１号
千葉県柏市若柴１番地の213
再生債務者　鈴木　　勇
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成23年３月４日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（再イ）第４１４号
神奈川県茅ヶ崎市松林２丁目12番６号
再生債務者　首藤　里美
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年３月８日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第２９号
新潟県小千谷市上ノ山５丁目５番３号
再生債務者　石田　　茂
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年３月８日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１号
北海道新冠郡新冠町字本町48番地の４
再生債務者　鬼海　正和
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年３月25日まで
4　一般異議申述期間　平成23年４月８日から平成23年４月15日まで
札幌地方裁判所浦河支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第３号
鳥取県東伯郡湯梨浜町南谷620、住民票上の住所鳥取県東伯郡湯梨浜町大字南谷620番地１
再生債務者　中村　昭夫
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年３月28日まで
平成23年３月７日　鳥取地方裁判所倉吉支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第９号
千葉市稲毛区作草部町1013番地１　ライオンズマンション西千葉第２―508号
再生債務者　保科　秀司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月７日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再ロ）第１０１号
大阪府池田市五月丘３丁目１番Ａ１―105号
再生債務者　楠　　富郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第８号
神戸市西区富士見が丘５丁目５番地の13
再生債務者　加集　朋弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月８日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２２年（再ロ）第７号
香川県高松市塩屋町16番地６
再生債務者　土山　哲義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月８日
高松地方裁判所破産・再生係